

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 1	担当課	畜産課
			24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律</p> <p>制定 昭和二八年 四月十一日法律第三十五号 改正 昭和三一年 四月二六日同 第 八四号 同 三七年 九月一五日同 第一六一号 同 五〇年 七月二五日同 第 六八号 同 五三年 七月 五日同 第 八七号 同 五八年 五月二五日同 第 五七号 平成 五年 一月一 二日同 第 八九号 同 一一年 七月一 六日同 第 八七号 同 一一年 二月二 二日同 第一六〇号 同 一一年 二月二 二日同 第一八六号 同 一四年 六月一 四日同 第 七〇号 同 一五年 六月一 一日同 第 七四号 同 十九年 三月三 日同 第 八号</p> <p>(廃棄等の命令)</p> <p>第二十四条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第四条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物 二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項の表示が付されていないもの 三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物</p> <p>2 販売業者が前項各号に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、有害畜産物が生産されることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、農林水産大臣は、必要な限度において、当該販売業者に対し、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			<p>(基準及び規格)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。</p> <p>(製造等の禁止)</p> <p>第四条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。</p> <p>二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。</p> <p>三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。</p> <p>四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。</p> <p>(検定及び表示)</p> <p>第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。)は、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 2	担当課	畜産課
			24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>一 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの</p> <p>二 第二十一条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付されているもの</p> <p>2 前項本文の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>3 第三条第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。(特定飼料等製造業者の登録)</p> <p>第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 特定飼料等の種類</p> <p>三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地</p> <p>四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)の名称、性能及び数</p> <p>五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)の名称、性能及び数</p> <p>六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの</p> <p>3 前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程(以下「特定飼料等検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。(登録特定飼料等製造業者の付する表示)</p> <p>第十六条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造を</p>			<p>した特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。</p> <p>2 第五条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(外国特定飼料等製造業者の登録等)</p> <p>第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(以下「登録外国特定飼料等製造業者」という。)は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。</p> <p>3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び前条の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二項並びに第十七条の規定は登録外国特定飼料等製造業者に準用する。この場合において、第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者は」と、「飼料若しくは飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料又は飼料添加物」と、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。(有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止)</p> <p>第二十三条 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。</p> <p>一 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物</p> <p>二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物</p> <p>三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 3	担当課	畜産課																																																																																																																													
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																																																																																																														
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令 (昭和五十一年七月十六日政令第百九十八号) 最終改正:平成一九年三月三〇日政令第一一一号 (特定飼料等) 第二条 法第五条第一項の政令で定める飼料及び飼料添加物は、次に掲げるとおりとする。 一 落花生油かす(農林水産大臣が指定する地域において生産された落花生を原料とするものに限る。以下同じ。) 二 抗菌性物質製剤(化学的に合成された抗菌性物質の製剤で農林水産大臣が指定するものを除く。別表において同じ。)</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 (昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十六号) 最終改正:平成一九年三月三 日農林水産省令第二八号 (検定の方法) 第八条 法第五条第一項の農林水産省令で定める検定の方法は、次に掲げるとおりとする。 一 特定飼料の検定は、ロットごとに、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第1の2の(1)に定める試験を実施して行うこと。 二 特定添加物の検定は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 別表第2の1、6、7及び8に定めるところにより、性状についての試験、確認試験及び力価試験を実施して行うこと。</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号) 平成一八年九月一日農林水産省令第七四号 第一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第一に定めるところによる。 第二条 法第三条第一項に規定する飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第二に定めるところによる。</p>		<p>別表第1 (第1条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア 飼料は、抗菌性物質(飼料添加物として指定されたものを除く。)を含んではならない。 イ 次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら(産卵中のものは除く。)を対象とする飼料以外の飼料は、同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。 ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。</p>																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象飼料</th> <th rowspan="2">鶏(ブロイラーを除く。)用</th> <th colspan="2">ブロイラー用</th> <th colspan="2">豚用</th> <th colspan="3">牛用</th> </tr> <tr> <th>前期用</th> <th>後期用</th> <th>ほ乳期用</th> <th>子豚期用</th> <th>ほ乳期用</th> <th>幼齢期用</th> <th>肥育期用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">単位</th> <th>幼すう用</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th colspan="2">飼料添加物名</th> <th>中すう用</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">亜鉛</td> <td rowspan="2">万単位</td> <td>16.8</td> <td>16.8</td> <td>16.8</td> <td>42</td> <td>16.8</td> <td>42</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バシトラシン</td> <td rowspan="2">万単位</td> <td>168</td> <td>168</td> <td>168</td> <td>420</td> <td>168</td> <td>420</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アピラマイシン</td> <td rowspan="2">g力価</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td>から</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">g力価</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン</td> <td rowspan="2">g力価</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>から</td> <td></td> <td>から</td> <td></td> <td>から</td> <td>から</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td>55</td> <td></td> <td>70</td> <td></td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>							対象飼料	鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		豚用		牛用			前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	単位		幼すう用							飼料添加物名		中すう用							亜鉛	万単位	16.8	16.8	16.8	42	16.8	42	16.8	から	バシトラシン	万単位	168	168	168	420	168	420	168								アピラマイシン	g力価	2.5	2.5	2.5	10	10			から	から	から	から	から				g力価	10	10	10	40	40										アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	g力価	5	5		5		20	20	から	から		から		から	から			55	55		70		50	50						
対象飼料	鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		豚用		牛用																																																																																																																													
		前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用																																																																																																																											
単位		幼すう用																																																																																																																																	
飼料添加物名		中すう用																																																																																																																																	
亜鉛	万単位	16.8	16.8	16.8	42	16.8	42	16.8																																																																																																																											
		から	から	から	から	から	から	から																																																																																																																											
バシトラシン	万単位	168	168	168	420	168	420	168																																																																																																																											
アピラマイシン	g力価	2.5	2.5	2.5	10	10																																																																																																																													
		から	から	から	から	から																																																																																																																													
	g力価	10	10	10	40	40																																																																																																																													
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	g力価	5	5		5		20	20																																																																																																																											
		から	から		から		から	から																																																																																																																											
		55	55		70		50	50																																																																																																																											

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号		3 - 4		担当課		畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項		24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令			
エフロトマイシン	g/力価				2 から 16	2 から 16			
エンラマイシン	g/力価	1 から 10	1 から 10	1 から 10	2.5 から 20	2.5 から 20			
クロルテトラサイクリン	g/力価	10 から 55	10 から 55				10 から 50	10 から 50	
サリノマイシンナトリウム	g/力価	50	50	50				15	15
セデカマイシン	g/力価				5 から 20	5 から 20			
センデュラマイシンナトリウム	g/力価	25	25	25					
DESTマイシンA	g/力価				5 から 10	5 から 10			
ナラシン	g/力価	80	80	80					
ノシヘプタイド	g/力価	2.5 から 10	2.5 から 10	2.5 から 10	2.5 から 20	2.5 から 20			
バージニアマイシン	g/力価	5 から 15	5 から 15	5 から 15	10 から 20	10 から 20			
ピコザマイシン	g/力価	5 から 20	5 から 20	5 から 20	5 から 20	5 から 20			
フラボフォスフォリボール	g/力価	1 から 5	1 から 5	1 から 5	2 から 10	2.5 から 5			
モネンシンナトリウム	g/力価	80	80	80				30	30
ラサロシドナトリウム	g/力価	75	75	75					33
硫酸コリスチン	g/力価	2 から 20	2 から 20	2 から 20	2 から 40	2 から 20	20		
リン酸タイロシン	g/力価				11 から 44				

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 6	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
注			<p>エ キ酸の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、キ酸として0.5%以下でなければならない。</p> <p>オ プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウムの飼料中の含有量は、サイレージ(牧草等(乾燥して水分含量を低下させたものを含む。))をサイロ又は適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。)にあつては、プロピオン酸として1.0%以下、それ以外の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)にあつては、プロピオン酸として0.3%以下でなければならない。</p> <p>カ エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で飼料1トン当たり150g以下でなければならない。</p> <p>キ</p> <p>(ア) 魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。</p> <p>ク フマル酸の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、フマル酸として2.0%以下でなければならない。</p> <p>ケ</p> <p>(ア) 鶏を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物である アポ 8 カロチン酸エチルエステルを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物である アポ 8 カロチン酸エチルエステルの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p> <p>コ</p> <p>(ア) 鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり8g以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p>			
1 対象飼料とは、次のものをいう。						
鶏(ブロイラーを除く。)用	幼すう用	ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料				
	中すう用	ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料				
ブロイラー用	前期用	ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料				
	後期用	ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料				
豚用	ほ乳期用	体重がおおむね30kg以内の豚用飼料				
	子豚期用	体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)用飼料				
牛用	ほ乳期用	生後おおむね3月以内の牛用飼料				
2 対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、飼料1トン当たりの有効成分量である。						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 7	担当課	畜産課																																																			
			24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																																				
<p>サ グルコン酸ナトリウムの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、1.0%以下でなければならない。</p> <p>シ 飼料が組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。)によつて得られた生物を含む場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>ス 飼料が組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造されたものを含む場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p>																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BHC</td> <td>牧草</td> <td>0.4 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">2, 4 D</td> <td>えん麦</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>260 ppm</td> </tr> <tr> <td>BHC(BHC、 BHC、 BHC及び BHCの総和をいう。)</td> <td>牧草</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> </tbody> </table>							第1欄	第2欄	第3欄	BHC	牧草	0.4 ppm	2, 4 D	えん麦	0.5 ppm	大麦	0.5 ppm	小麦	0.5 ppm	とうもろこし	0.05 ppm	マイロ	0.5 ppm	ライ麦	0.5 ppm	牧草	260 ppm	BHC(BHC、 BHC、 BHC及び BHCの総和をいう。)	牧草	0.02 ppm																											
第1欄	第2欄	第3欄																																																							
BHC	牧草	0.4 ppm																																																							
2, 4 D	えん麦	0.5 ppm																																																							
	大麦	0.5 ppm																																																							
	小麦	0.5 ppm																																																							
	とうもろこし	0.05 ppm																																																							
	マイロ	0.5 ppm																																																							
	ライ麦	0.5 ppm																																																							
	牧草	260 ppm																																																							
BHC(BHC、 BHC、 BHC及び BHCの総和をいう。)	牧草	0.02 ppm																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">DDT (DDD及びDDEを含む。)</td> <td>牧草</td> <td>0.1 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.5 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アセフェート</td> <td>牧草</td> <td>3 ppm</td> </tr> <tr> <td>えん麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">アトラジン</td> <td>大麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>0.3 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>15 ppm</td> </tr> <tr> <td>えん麦</td> <td>0.1 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アラクロール</td> <td>大麦</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.1 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>3 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">アルジカルブ</td> <td>えん麦</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>1 ppm</td> </tr> </tbody> </table>							DDT (DDD及びDDEを含む。)	牧草	0.1 ppm	とうもろこし	0.5 ppm	アセフェート	牧草	3 ppm	えん麦	0.02 ppm	アトラジン	大麦	0.02 ppm	小麦	0.3 ppm	とうもろこし	0.2 ppm	マイロ	0.02 ppm	ライ麦	0.02 ppm	牧草	15 ppm	えん麦	0.1 ppm	アラクロール	大麦	0.05 ppm	とうもろこし	0.2 ppm	マイロ	0.1 ppm	ライ麦	0.05 ppm	牧草	3 ppm	アルジカルブ	えん麦	0.2 ppm	大麦	0.02 ppm	小麦	0.02 ppm	とうもろこし	0.05 ppm	マイロ	0.2 ppm	ライ麦	0.02 ppm	牧草	1 ppm
DDT (DDD及びDDEを含む。)	牧草	0.1 ppm																																																							
	とうもろこし	0.5 ppm																																																							
アセフェート	牧草	3 ppm																																																							
	えん麦	0.02 ppm																																																							
アトラジン	大麦	0.02 ppm																																																							
	小麦	0.3 ppm																																																							
	とうもろこし	0.2 ppm																																																							
	マイロ	0.02 ppm																																																							
	ライ麦	0.02 ppm																																																							
	牧草	15 ppm																																																							
	えん麦	0.1 ppm																																																							
アラクロール	大麦	0.05 ppm																																																							
	とうもろこし	0.2 ppm																																																							
	マイロ	0.1 ppm																																																							
	ライ麦	0.05 ppm																																																							
	牧草	3 ppm																																																							
アルジカルブ	えん麦	0.2 ppm																																																							
	大麦	0.02 ppm																																																							
	小麦	0.02 ppm																																																							
	とうもろこし	0.05 ppm																																																							
	マイロ	0.2 ppm																																																							
	ライ麦	0.02 ppm																																																							
	牧草	1 ppm																																																							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

資料番号	3 - 8	担当課	畜産課
------	-------	-----	-----

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令
-----	------------------------	------	--------	----------	-----------------------

アルドリン及びディルドリン (総和をいう。)	牧草	0.02 ppm
イソフェンホス	とうもろこし	0.02 ppm
イミダクロプリド	えん麦	0.05 ppm
	大麦	0.05 ppm
	小麦	0.05 ppm
	とうもろこし	0.1 ppm
	マイロ	0.05 ppm
	ライ麦	0.05 ppm
	牧草	6 ppm
エチオン	牧草	20 ppm
エンドリン	牧草	0.01 ppm
カルタップ、チオシクラム及び ベンスルタップ(総和をいう。)	えん麦	0.2 ppm
	大麦	0.2 ppm
	小麦	0.2 ppm
	とうもろこし	0.2 ppm
	マイロ	0.2 ppm
	ライ麦	0.2 ppm
	牧草	0.7 ppm

カルバリル	えん麦	10 ppm
	大麦	5 ppm
	小麦	2 ppm
	とうもろこし	0.1 ppm
	マイロ	10 ppm
	ライ麦	5 ppm
	牧草	250 ppm
カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル(総和をいう。)	えん麦	0.6 ppm
	大麦	0.6 ppm
	小麦	0.6 ppm
	とうもろこし	0.7 ppm
	マイロ	0.6 ppm
	ライ麦	0.6 ppm
カルボフラン	牧草	10 ppm
	えん麦	0.1 ppm
	大麦	0.2 ppm
	小麦	0.2 ppm
	とうもろこし	0.05 ppm
	マイロ	0.1 ppm
	ライ麦	0.1 ppm
	牧草	13 ppm

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 9	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
キャプタン	とうもろこし	10 ppm				
グリホサート	えん麦	20 ppm				
	大麦	20 ppm				
	小麦	5 ppm				
	とうもろこし	1 ppm				
	マイロ	20 ppm				
	ライ麦	0.2 ppm				
	牧草	120 ppm				
	グルホシネート	大麦	5 ppm			
小麦		0.2 ppm				
とうもろこし		0.1 ppm				
牧草		15 ppm				
クロルピリホス	えん麦	0.75 ppm				
	大麦	0.2 ppm				
	小麦	0.5 ppm				
	とうもろこし	0.1 ppm				
	マイロ	0.75 ppm				
	ライ麦	0.01 ppm				
	牧草	13 ppm				
	クロルフェンビンホス	小麦	0.05 ppm			
とうもろこし		0.05 ppm				
クロルプロファム	大麦	0.05 ppm				
	小麦	0.05 ppm				
	とうもろこし	0.05 ppm				
	ライ麦	0.05 ppm				
クロルベンジレート	とうもろこし	0.02 ppm				
シアナジン	えん麦	0.01 ppm				
	大麦	0.05 ppm				
	小麦	0.1 ppm				
	とうもろこし	0.1 ppm				
	マイロ	0.01 ppm				
	ライ麦	0.01 ppm				
	牧草	0.01 ppm				
	ジカンバ	えん麦	3 ppm			
大麦		0.5 ppm				
小麦		0.5 ppm				
とうもろこし		0.5 ppm				
マイロ		3 ppm				
ライ麦		0.1 ppm				
	牧草	200 ppm				

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 0	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
	ジクロルボス及びナレド (総和をいう。)	えん麦	0.2 ppm	シフルトリン	えん麦	2 ppm
		大麦	0.2 ppm		大麦	2 ppm
		小麦	0.2 ppm		小麦	2 ppm
		とうもろこし	0.2 ppm		とうもろこし	2 ppm
		マイロ	0.2 ppm		マイロ	2 ppm
		ライ麦	0.2 ppm		ライ麦	2 ppm
		牧草	10 ppm		牧草	3 ppm
	ジクワット	えん麦	2 ppm	シマジソ	とうもろこし	0.3 ppm
		大麦	5 ppm	ジメトエート	えん麦	0.2 ppm
		小麦	2 ppm		大麦	0.04 ppm
		とうもろこし	0.05 ppm		小麦	0.05 ppm
		マイロ	2 ppm		とうもろこし	1 ppm
		ライ麦	0.03 ppm		マイロ	0.2 ppm
		牧草	100 ppm		ライ麦	0.2 ppm
	牧草	100 ppm	牧草		2 ppm	
	シハロトリン	えん麦	0.2 ppm	ダイアジノン	えん麦	0.1 ppm
		大麦	0.2 ppm		大麦	0.1 ppm
		小麦	0.05 ppm		小麦	0.1 ppm
		とうもろこし	0.04 ppm		とうもろこし	0.02 ppm
		マイロ	0.2 ppm		マイロ	0.1 ppm
		ライ麦	0.02 ppm		ライ麦	0.1 ppm
牧草		0.6 ppm	牧草		10 ppm	

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 1	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
	チアベンダゾール	えん麦	0.05 ppm	トリシクラゾール	えん麦	0.02 ppm
		大麦	0.05 ppm		大麦	0.02 ppm
		小麦	0.5 ppm		小麦	0.02 ppm
		とうもろこし	0.05 ppm		とうもろこし	0.02 ppm
		マイロ	0.05 ppm		マイロ	0.02 ppm
		ライ麦	0.05 ppm		ライ麦	0.02 ppm
		牧草	10 ppm		牧草	5 ppm
	デルタメトリン及びトラロメ トリン(総和をいう。)	えん麦	1 ppm	二臭化エチレン	えん麦	0.01 ppm
		大麦	1 ppm		大麦	0.01 ppm
		小麦	1 ppm		小麦	0.1 ppm
		とうもろこし	1 ppm		とうもろこし	0.01 ppm
		マイロ	1 ppm		マイロ	0.01 ppm
		ライ麦	1 ppm		ライ麦	0.01 ppm
		牧草	5 ppm		えん麦	0.01 ppm
	テルブホス	えん麦	0.05 ppm	パラコート	えん麦	0.5 ppm
		大麦	0.01 ppm		大麦	0.05 ppm
		小麦	0.01 ppm		小麦	0.05 ppm
		とうもろこし	0.01 ppm		とうもろこし	0.01 ppm
		マイロ	0.05 ppm		マイロ	0.5 ppm
		ライ麦	0.005 ppm		ライ麦	0.05 ppm
		牧草	1 ppm		牧草	5 ppm

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 2	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
	パラチオン	えん麦	0.08 ppm	フェニトロチオン	えん麦	1 ppm
		大麦	0.5 ppm		大麦	5 ppm
		小麦	0.3 ppm		小麦	10 ppm
		とうもろこし	0.3 ppm		とうもろこし	1 ppm
		マイロ	0.08 ppm		マイロ	1 ppm
		ライ麦	0.05 ppm		ライ麦	1 ppm
		牧草	5 ppm		牧草	10 ppm
	ピペロニルブトキシド	えん麦	24 ppm	フェノブカルブ	えん麦	0.3 ppm
		大麦	24 ppm		大麦	0.3 ppm
		小麦	24 ppm		小麦	0.3 ppm
		とうもろこし	24 ppm		とうもろこし	0.3 ppm
		マイロ	24 ppm		マイロ	0.3 ppm
		ライ麦	24 ppm		ライ麦	0.3 ppm
	ピリミホスメチル	えん麦	1 ppm	フェンチオン	えん麦	0.3 ppm
		大麦	1 ppm	とうもろこし	とうもろこし	5 ppm
		小麦	1 ppm	フェントエート	えん麦	0.4 ppm
		とうもろこし	1 ppm		大麦	0.4 ppm
		マイロ	1 ppm		小麦	0.4 ppm
	ライ麦	1 ppm	とうもろこし		0.4 ppm	
	牧草	0.2 ppm	マイロ		0.4 ppm	
	フィプロニル	牧草	0.2 ppm	ライ麦	0.4 ppm	

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 3	担当課	畜産課																																																																																																
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																																																																																	
	<table border="1"> <tbody> <tr><td>フェンバレレート</td><td>牧草</td><td>13 ppm</td></tr> <tr><td>フェンプロパトリン</td><td>牧草</td><td>20 ppm</td></tr> <tr><td rowspan="7">プロモキシニル</td><td>えん麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>0.1 ppm</td></tr> <tr><td>ヘプタクロル</td><td>牧草</td><td>0.02 ppm</td></tr> <tr><td rowspan="7">ベルメトリン</td><td>えん麦</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>2 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>55 ppm</td></tr> <tr><td rowspan="7">ベンタゾン</td><td>えん麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>3 ppm</td></tr> </tbody> </table>	フェンバレレート	牧草	13 ppm	フェンプロパトリン	牧草	20 ppm	プロモキシニル	えん麦	0.2 ppm	大麦	0.2 ppm	小麦	0.2 ppm	とうもろこし	0.2 ppm	マイロ	0.2 ppm	ライ麦	0.2 ppm	牧草	0.1 ppm	ヘプタクロル	牧草	0.02 ppm	ベルメトリン	えん麦	2 ppm	大麦	2 ppm	小麦	2 ppm	とうもろこし	2 ppm	マイロ	2 ppm	ライ麦	2 ppm	牧草	55 ppm	ベンタゾン	えん麦	0.2 ppm	大麦	0.2 ppm	小麦	0.2 ppm	とうもろこし	0.2 ppm	マイロ	0.2 ppm	ライ麦	0.2 ppm	牧草	3 ppm		<table border="1"> <tbody> <tr><td rowspan="7">ペンディメタリン</td><td>えん麦</td><td>0.1 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>0.1 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>0.2 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>0.1 ppm</td></tr> <tr><td rowspan="6">ホスメット</td><td>えん麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>40 ppm</td></tr> <tr><td rowspan="6">ホレート</td><td>えん麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>小麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>とうもろこし</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>マイロ</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>ライ麦</td><td>0.05 ppm</td></tr> <tr><td>牧草</td><td>1.5 ppm</td></tr> </tbody> </table>	ペンディメタリン	えん麦	0.1 ppm	大麦	0.2 ppm	小麦	0.2 ppm	とうもろこし	0.2 ppm	マイロ	0.1 ppm	ライ麦	0.2 ppm	牧草	0.1 ppm	ホスメット	えん麦	0.05 ppm	大麦	0.05 ppm	小麦	0.05 ppm	とうもろこし	0.05 ppm	マイロ	0.05 ppm	ライ麦	0.05 ppm	牧草	40 ppm	ホレート	えん麦	0.05 ppm	大麦	0.05 ppm	小麦	0.05 ppm	とうもろこし	0.05 ppm	マイロ	0.05 ppm	ライ麦	0.05 ppm	牧草	1.5 ppm
フェンバレレート	牧草	13 ppm																																																																																																				
フェンプロパトリン	牧草	20 ppm																																																																																																				
プロモキシニル	えん麦	0.2 ppm																																																																																																				
	大麦	0.2 ppm																																																																																																				
	小麦	0.2 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	0.2 ppm																																																																																																				
	マイロ	0.2 ppm																																																																																																				
	ライ麦	0.2 ppm																																																																																																				
	牧草	0.1 ppm																																																																																																				
ヘプタクロル	牧草	0.02 ppm																																																																																																				
ベルメトリン	えん麦	2 ppm																																																																																																				
	大麦	2 ppm																																																																																																				
	小麦	2 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	2 ppm																																																																																																				
	マイロ	2 ppm																																																																																																				
	ライ麦	2 ppm																																																																																																				
	牧草	55 ppm																																																																																																				
ベンタゾン	えん麦	0.2 ppm																																																																																																				
	大麦	0.2 ppm																																																																																																				
	小麦	0.2 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	0.2 ppm																																																																																																				
	マイロ	0.2 ppm																																																																																																				
	ライ麦	0.2 ppm																																																																																																				
	牧草	3 ppm																																																																																																				
ペンディメタリン	えん麦	0.1 ppm																																																																																																				
	大麦	0.2 ppm																																																																																																				
	小麦	0.2 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	0.2 ppm																																																																																																				
	マイロ	0.1 ppm																																																																																																				
	ライ麦	0.2 ppm																																																																																																				
	牧草	0.1 ppm																																																																																																				
ホスメット	えん麦	0.05 ppm																																																																																																				
	大麦	0.05 ppm																																																																																																				
	小麦	0.05 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	0.05 ppm																																																																																																				
	マイロ	0.05 ppm																																																																																																				
	ライ麦	0.05 ppm																																																																																																				
牧草	40 ppm																																																																																																					
ホレート	えん麦	0.05 ppm																																																																																																				
	大麦	0.05 ppm																																																																																																				
	小麦	0.05 ppm																																																																																																				
	とうもろこし	0.05 ppm																																																																																																				
	マイロ	0.05 ppm																																																																																																				
	ライ麦	0.05 ppm																																																																																																				
牧草	1.5 ppm																																																																																																					

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 4	担当課	畜産課																																							
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">マラチオン</td> <td>えん麦</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>8 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>135 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">メチダチオン</td> <td>えん麦</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.1 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.2 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>12 ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">メトプレン</td> <td>えん麦</td> <td>5 ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td>5 ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>5 ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>5 ppm</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>5 ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>5 ppm</td> </tr> </tbody> </table>	マラチオン	えん麦	2 ppm	大麦	2 ppm	小麦	8 ppm	とうもろこし	2 ppm	マイロ	2 ppm	ライ麦	2 ppm	牧草	135 ppm	メチダチオン	えん麦	0.2 ppm	大麦	0.02 ppm	小麦	0.02 ppm	とうもろこし	0.1 ppm	マイロ	0.2 ppm	ライ麦	0.02 ppm	牧草	12 ppm	メトプレン	えん麦	5 ppm	大麦	5 ppm	小麦	5 ppm	とうもろこし	5 ppm	マイロ	5 ppm	ライ麦	5 ppm	<p>備考</p> <p>1 第2欄に掲げる飼料の原料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める部位をいう。</p> <p>(1) えん麦、大麦及びマイロ 脱穀した種子</p> <p>(2) 小麦及びライ麦 玄麦</p> <p>(3) とうもろこし 外皮、ひげ及びしんを除いた種子</p> <p>(4) 牧草 茎葉及び脱穀前の種子</p> <p>2 「牧草」には、乾燥して水分含量を低下させたもの及びサイレージ(牧草(乾燥して水分含量を低下させたものを含む。)をサイロ又は適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。)を含む。</p> <p>3 第2欄に掲げる飼料の原料が牧草である場合において、第1欄に掲げる農薬の成分である物質の当該飼料の原料中の含有量を算出するに当たっては、当該飼料の原料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該飼料の原料の量から除外するものとする。</p> <p>ソ 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる家畜等(法第2条第1項に規定する家畜等をいう。以下同じ。)を対象とする飼料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p>
マラチオン	えん麦		2 ppm																																										
	大麦		2 ppm																																										
	小麦		8 ppm																																										
	とうもろこし		2 ppm																																										
	マイロ		2 ppm																																										
	ライ麦		2 ppm																																										
	牧草	135 ppm																																											
メチダチオン	えん麦	0.2 ppm																																											
	大麦	0.02 ppm																																											
	小麦	0.02 ppm																																											
	とうもろこし	0.1 ppm																																											
	マイロ	0.2 ppm																																											
	ライ麦	0.02 ppm																																											
	牧草	12 ppm																																											
メトプレン	えん麦	5 ppm																																											
	大麦	5 ppm																																											
	小麦	5 ppm																																											
	とうもろこし	5 ppm																																											
	マイロ	5 ppm																																											
	ライ麦	5 ppm																																											

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

資料番号	3 - 1 5	担当課	畜産課
法令名	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

第1欄	第2欄	第3欄
BHC	牛、めん羊、山羊及びしか	0.4 ppm
	豚	0.05 ppm
	鶏及びうずら	0.05 ppm
BHC(BHC、 BHC及び BHCの総和をいう。)	牛、めん羊、山羊及びしか	0.05 ppm
	豚	0.05 ppm
	鶏及びうずら	0.05 ppm
DDT(DDD及びDDEを含む。)	牛、めん羊、山羊及びしか	0.1 ppm
	豚	0.1 ppm
	鶏及びうずら	0.1 ppm
アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)	牛、めん羊、山羊及びしか	0.02 ppm
	豚	0.02 ppm
	鶏及びうずら	0.02 ppm
エンドリン	牛、めん羊、山羊及びしか	0.01 ppm
	豚	0.01 ppm
	鶏及びうずら	0.01 ppm
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及びしか	0.02 ppm
	豚	0.02 ppm
	鶏及びうずら	0.01 ppm
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及びしか	8 ppm
	豚	4 ppm
	鶏及びうずら	0.5 ppm
ヘプタクロル	牛、めん羊、山羊及びしか	0.02 ppm
	豚	0.02 ppm
	鶏及びうずら	0.02 ppm

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

- ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない。
- イ 成分について規格が定められた飼料又は飼料添加物を原料又は材料とする場合においては、当該規格に合うもの(法第5条第1項の検定を要するものにあつては、当該検定に合格したものに限る。)を用いなければならない。
- ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第1欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	クエン酸モランテル、デストマイシンA
第3欄	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、セデカマイシン、ノシヘプタイド、パージニアマイシン、フラボフォスフォリボール、リン酸タイロシン
第4欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ピコザマイシン、硫酸コリスチン

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 6	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>エ キ酸は、牛、豚、鶏及びうずら対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>オ プロピレングリコールは、体重がおおむね30kg以内の豚を対象とする飼料及び生後おおむね3月以内の牛を対象とする飼料以外の飼料には用いてはならない。</p> <p>カ フマル酸は、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p>						
飼料添加物名		対象飼料				
エンテロコッカス フェカリス(クロストリジウム プチリカム(その2)製剤及びバチルス サブチルス(その4)製剤と混合して使用する場合に限る。)		牛用 豚用及び鶏用		バチルス コアグランス 豚用		
エンテロコッカス フェシウム(その1)(ラクトバチルス アシドフィルス(その1)製剤と混合して使用する場合に限る。)		牛用及び鶏用		バチルス サブチルス(その1) 牛用、豚用及び鶏用		
エンテロコッカス フェシウム(その2)(ラクトバチルス アシドフィルス(その6)製剤と混合して使用する場合に限る。)		豚用		バチルス サブチルス(その2) 牛用、豚用及び鶏用		
エンテロコッカス フェシウム(その3)		牛用 豚用及び鶏用		バチルス サブチルス(その3) 牛用、豚用及び鶏用		
エンテロコッカス フェシウム(その4)(ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その2)製剤及びラクトバチルス アシドフィルス(その5)製剤と混合して使用する場合に限る。)		牛用及び豚用		バチルス セレウス(その1) 牛用、豚用及び鶏用		
クロストリジウム プチリカム(その1)		牛用 豚用及び鶏用		バチルス セレウス(その2) 牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用		
				バチルス バディウス 豚用		
				ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その1)(ラクトバチルス サリバリウス製剤と混合して使用する場合に限る。)		
				ピフィドバクテリウム サーモフィラム(その3) 牛用及び豚用		
				ピフィドバクテリウム サーモフィラム(その4) 牛用		
				ピフィドバクテリウム シュードロンガム(その1) 豚用		
				ピフィドバクテリウム シュードロンガム(その2) 牛用及び豚用		
				ラクトバチルス アシドフィルス(その2) 鶏用		
				ラクトバチルス アシドフィルス(その3) 牛用		

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	3 - 17	担当課	畜産課								
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令								
<table border="1"> <tr> <td>ラクトバチルス アシドフィルス(その4)</td> <td>豚用</td> </tr> <tr> <td>ラクトバチルス アシドフィルス(その5)</td> <td>牛用及び豚用</td> </tr> <tr> <td>ラクトバチルス アシドフィルス(その6)</td> <td>豚用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注: 鶏用飼料はうずら用を含む。</td> </tr> </table>		ラクトバチルス アシドフィルス(その4)	豚用	ラクトバチルス アシドフィルス(その5)	牛用及び豚用	ラクトバチルス アシドフィルス(その6)	豚用	注: 鶏用飼料はうずら用を含む。		<p>ウ 表示の基準に基づき使用上の注意事項が表示されている飼料は、当該使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。</p> <p>エ (2)のウの表の同一欄内の2以上の飼料添加物を含む飼料は、使用してはならない。</p> <p>オ (2)のウの表の飼料添加物を含む飼料は、当該飼料添加物が掲げられている欄内の他の飼料添加物を含む飼料と併用してはならない。</p> <p>カ 飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。</p> <p>(ア) 当該飼料を使用した年月日</p> <p>(イ) 当該飼料を使用した場所</p> <p>(ウ) 当該飼料を使用した家畜等の種類</p> <p>(エ) 当該飼料の名称</p> <p>(オ) 当該飼料の使用量</p> <p>(カ) 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称</p> <p>(4) 飼料一般の保存の方法の基準</p> <p>ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保存し、又は有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。</p> <p>イ 表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア 輸出用又は試験研究用の飼料には、「輸出用」又は「試験研究用」という文字を表示しなければならない。</p> <p>イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(ア) 飼料の名称</p> <p>(イ) 製造(輸入)年月</p> <p>(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)</p> <p>(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p>			
ラクトバチルス アシドフィルス(その4)	豚用												
ラクトバチルス アシドフィルス(その5)	牛用及び豚用												
ラクトバチルス アシドフィルス(その6)	豚用												
注: 鶏用飼料はうずら用を含む。													
<p>ク (ア) 製造に2以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造される飼料が均質なものとなるようにしなければならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物を用いる場合には、当該飼料添加物の効果が阻害されないような製造方法によらなければならない。</p> <p>ケ グルコン酸ナトリウムは、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>コ 組換えDNA技術によつて得られた微生物を利用して飼料を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。</p> <p>(3) 飼料一般の使用の方法の基準</p> <p>ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。</p> <p>イ</p> <p>(ア) 表示の基準に基づき対象家畜等(当該飼料を使用することができる家畜等をいう。以下同じ。)が表示されている飼料は、当該対象家畜等以外の家畜等に対し使用してはならない。</p> <p>(イ) (1)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛(生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。)、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。</p> <p>(ウ) 綿実油が原料とする飼料は、養殖水産動物(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第4号に掲げる動物をいう。)に対し使用してはならない。</p>													

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 1 8	担当課	畜産課																														
		2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																
<p>(カ) 飼料添加物を含む飼料にあつては含有する飼料添加物の名称及び量</p> <p>(キ) (3)のイの(イ)に規定する飼料にあつては、(3)のイの(イ)に規定する趣旨</p> <p>(ク) サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム又はラサロシドナトリウムを含む牛用の肥育期用飼料にあつては、次の文字 使用上の注意 1 生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。) 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。</p> <p>(ケ) サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用の幼令期用飼料にあつては、次の文字 使用上の注意 1 生後おおむね3月を超え6月以内の幼令牛以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。) 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。</p> <p>(コ) ナイカルバジンを含むプロイラー用の前期用飼料にあつては、次の文字 使用上の注意 ふ化後おおむね8週間以内に出荷するプロイラーに使用する場合は、この飼料を給与した場所と異なる場所で、当該プロイラーを食用を目的としてと殺する前7日間以上飼養すること。</p> <p>(注) 1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。</p>																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>飼料添加物名</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L アスコルビン酸</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L アスコルビン酸カルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L アスコルビン酸 2 リン酸エステルナトリウム カルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L アスコルビン酸 2 リン酸エステルマグネシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>アセトメナフトン</td> <td>ビタミンK4</td> </tr> <tr> <td>アミノ酢酸</td> <td>グリシン</td> </tr> <tr> <td>アミラーゼ</td> <td>でんぷん分解酵素</td> </tr> <tr> <td>D L アラニン</td> <td>アラニン</td> </tr> <tr> <td>アルカリ性プロテアーゼ</td> <td>たん白質分解酵素</td> </tr> <tr> <td>アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテ ラサイクリン</td> <td>オキシテトラサイクリン 第四級アンモニウム塩</td> </tr> <tr> <td>アルギン酸ナトリウム</td> <td>粘結剤</td> </tr> <tr> <td>エルゴカルシフェロール</td> <td>ビタミンD2</td> </tr> <tr> <td>塩化コリン</td> <td>コリン</td> </tr> <tr> <td>塩酸ジベンゾイルチアミン</td> <td>ビタミンB1</td> </tr> </tbody> </table>				飼料添加物名	名称	L アスコルビン酸	ビタミンC	L アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC	L アスコルビン酸 2 リン酸エステルナトリウム カルシウム	ビタミンC	L アスコルビン酸 2 リン酸エステルマグネシウム	ビタミンC	アセトメナフトン	ビタミンK4	アミノ酢酸	グリシン	アミラーゼ	でんぷん分解酵素	D L アラニン	アラニン	アルカリ性プロテアーゼ	たん白質分解酵素	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテ ラサイクリン	オキシテトラサイクリン 第四級アンモニウム塩	アルギン酸ナトリウム	粘結剤	エルゴカルシフェロール	ビタミンD2	塩化コリン	コリン	塩酸ジベンゾイルチアミン	ビタミンB1
飼料添加物名	名称																																			
L アスコルビン酸	ビタミンC																																			
L アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC																																			
L アスコルビン酸 2 リン酸エステルナトリウム カルシウム	ビタミンC																																			
L アスコルビン酸 2 リン酸エステルマグネシウム	ビタミンC																																			
アセトメナフトン	ビタミンK4																																			
アミノ酢酸	グリシン																																			
アミラーゼ	でんぷん分解酵素																																			
D L アラニン	アラニン																																			
アルカリ性プロテアーゼ	たん白質分解酵素																																			
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテ ラサイクリン	オキシテトラサイクリン 第四級アンモニウム塩																																			
アルギン酸ナトリウム	粘結剤																																			
エルゴカルシフェロール	ビタミンD2																																			
塩化コリン	コリン																																			
塩酸ジベンゾイルチアミン	ビタミンB1																																			

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 1 9	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
	塩酸チアミン	ビタミンB 1		セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・たん白質・ペクチン分解酵素	
	塩酸ピリドキシン	ビタミンB 6		ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤	
	塩酸L-リジン	リジン		中性プロテアーゼ	たん白質分解酵素	
	エンテロコッカス フェカリス	乳酸菌		2 デアミノ 2 ヒドロキシメチオニン	メチオニン水酸化体	
	エンテロコッカス フェシウム	乳酸菌		DL トリプトファン	トリプトファン	
	カゼインナトリウム	粘結剤		L トリプトファン	トリプトファン	
	カルボキシメチルセルロースナトリウム	粘結剤		L トレオニン	トレオニン	
	キシラナーゼ	繊維分解酵素		DL トレオニン鉄	トレオニン鉄	
	キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・ペクチン分解酵素		ニコチン酸アミド	ニコチン酸	
	グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤		パチルス サブチルス	枯草菌	
	L グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム		D パントテン酸カルシウム	パントテン酸	
	クロストリジウム ブチリカム	酪酸菌		DL パントテン酸カルシウム	パントテン酸	
	コレカルシフェロール	ビタミンD 3		d ビオチン	ビオチン	
	酢酸d 1 トコフェロール	ビタミンE		ビタミンA粉末	ビタミンA	
	酸性プロテアーゼ	たん白質分解酵素		ビタミンA油	ビタミンA	
	シアノコバラミン	ビタミンB 1 2		ビタミンD粉末	ビタミンD	
	ジブチルヒドロキシルエン	BHT		ビタミンD 3油	ビタミンD 3	
	硝酸チアミン	ビタミンB 1		ビタミンE粉末	ビタミンE	
	ショ糖脂肪酸エステル	乳化剤		ビフィドバクテリウム サーモフィラム	ピフィズス菌	
	セルラーゼ	繊維分解酵素				

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 2 0	担当課	畜産課																																																													
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																																																														
<table border="1"> <tbody> <tr><td>ビフィドバクテリウム シュードロンガム</td><td>ビフィズス菌</td></tr> <tr><td>ブチルヒドロキシアニソール</td><td>BHA</td></tr> <tr><td>プロピレングリコール</td><td>粘結剤</td></tr> <tr><td>ポリアクリル酸ナトリウム</td><td>粘結剤</td></tr> <tr><td>ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル</td><td>乳化剤</td></tr> <tr><td>ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル</td><td>乳化剤</td></tr> <tr><td>DL メチオニン</td><td>メチオニン</td></tr> <tr><td>メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール</td><td>ビタミンK3</td></tr> <tr><td>メナジオン亜硫酸水素ナトリウム</td><td>ビタミンK3</td></tr> <tr><td>ラクターゼ</td><td>乳糖分解酵素</td></tr> <tr><td>ラクトバチルス アシドフィルス</td><td>乳酸菌</td></tr> <tr><td>ラクトバチルス サリバリウス</td><td>乳酸菌</td></tr> <tr><td>リパーゼ</td><td>脂肪分解酵素</td></tr> <tr><td>リボフラビン</td><td>ビタミンB2</td></tr> <tr><td>リボフラビン酪酸エステル</td><td>ビタミンB2</td></tr> <tr><td>硫酸亜鉛(乾燥)</td><td>硫酸亜鉛</td></tr> <tr><td>硫酸亜鉛(結晶)</td><td>硫酸亜鉛</td></tr> <tr><td>硫酸コバルト(乾燥)</td><td>硫酸コバルト</td></tr> <tr><td>硫酸コバルト(結晶)</td><td>硫酸コバルト</td></tr> </tbody> </table>		ビフィドバクテリウム シュードロンガム	ビフィズス菌	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	プロピレングリコール	粘結剤	ポリアクリル酸ナトリウム	粘結剤	ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	乳化剤	ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤	DL メチオニン	メチオニン	メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール	ビタミンK3	メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	ビタミンK3	ラクターゼ	乳糖分解酵素	ラクトバチルス アシドフィルス	乳酸菌	ラクトバチルス サリバリウス	乳酸菌	リパーゼ	脂肪分解酵素	リボフラビン	ビタミンB2	リボフラビン酪酸エステル	ビタミンB2	硫酸亜鉛(乾燥)	硫酸亜鉛	硫酸亜鉛(結晶)	硫酸亜鉛	硫酸コバルト(乾燥)	硫酸コバルト	硫酸コバルト(結晶)	硫酸コバルト	<table border="1"> <tbody> <tr><td>硫酸鉄(乾燥)</td><td>硫酸鉄</td></tr> <tr><td>硫酸銅(乾燥)</td><td>硫酸銅</td></tr> <tr><td>硫酸銅(結晶)</td><td>硫酸銅</td></tr> <tr><td>硫酸ナトリウム(乾燥)</td><td>硫酸ナトリウム</td></tr> <tr><td>硫酸マグネシウム(乾燥)</td><td>硫酸マグネシウム</td></tr> <tr><td>硫酸マグネシウム(結晶)</td><td>硫酸マグネシウム</td></tr> <tr><td>硫酸L リジン</td><td>リジン</td></tr> <tr><td>リン酸一水素カリウム(乾燥)</td><td>リン酸一水素カリウム</td></tr> <tr><td>リン酸一水素ナトリウム(乾燥)</td><td>リン酸一水素ナトリウム</td></tr> <tr><td>リン酸二水素カリウム(乾燥)</td><td>リン酸二水素カリウム</td></tr> <tr><td>リン酸二水素ナトリウム(乾燥)</td><td>リン酸二水素ナトリウム</td></tr> <tr><td>リン酸二水素ナトリウム(結晶)</td><td>リン酸二水素ナトリウム</td></tr> </tbody> </table> <p>2 飼料添加物の量の表示について、次による。</p> <p>1) (1)のウの表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。</p> <p>2) プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウムについては、プロピオン酸としての含有率を、ギ酸については、ギ酸としての含有率を、フマル酸については、フマル酸としての含有率をそれぞれパーセントで表示するものとする。</p> <p>3) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール(飼料を製造するための原料又は材料に含有されてる場合に限る。)については、それぞれの有効成分の合計の含有率をパーセントで表示するものとする。</p> <p>4) その他の飼料添加物については、量の表示を要しない。</p>				硫酸鉄(乾燥)	硫酸鉄	硫酸銅(乾燥)	硫酸銅	硫酸銅(結晶)	硫酸銅	硫酸ナトリウム(乾燥)	硫酸ナトリウム	硫酸マグネシウム(乾燥)	硫酸マグネシウム	硫酸マグネシウム(結晶)	硫酸マグネシウム	硫酸L リジン	リジン	リン酸一水素カリウム(乾燥)	リン酸一水素カリウム	リン酸一水素ナトリウム(乾燥)	リン酸一水素ナトリウム	リン酸二水素カリウム(乾燥)	リン酸二水素カリウム	リン酸二水素ナトリウム(乾燥)	リン酸二水素ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム(結晶)	リン酸二水素ナトリウム
ビフィドバクテリウム シュードロンガム	ビフィズス菌																																																																		
ブチルヒドロキシアニソール	BHA																																																																		
プロピレングリコール	粘結剤																																																																		
ポリアクリル酸ナトリウム	粘結剤																																																																		
ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	乳化剤																																																																		
ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤																																																																		
DL メチオニン	メチオニン																																																																		
メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール	ビタミンK3																																																																		
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	ビタミンK3																																																																		
ラクターゼ	乳糖分解酵素																																																																		
ラクトバチルス アシドフィルス	乳酸菌																																																																		
ラクトバチルス サリバリウス	乳酸菌																																																																		
リパーゼ	脂肪分解酵素																																																																		
リボフラビン	ビタミンB2																																																																		
リボフラビン酪酸エステル	ビタミンB2																																																																		
硫酸亜鉛(乾燥)	硫酸亜鉛																																																																		
硫酸亜鉛(結晶)	硫酸亜鉛																																																																		
硫酸コバルト(乾燥)	硫酸コバルト																																																																		
硫酸コバルト(結晶)	硫酸コバルト																																																																		
硫酸鉄(乾燥)	硫酸鉄																																																																		
硫酸銅(乾燥)	硫酸銅																																																																		
硫酸銅(結晶)	硫酸銅																																																																		
硫酸ナトリウム(乾燥)	硫酸ナトリウム																																																																		
硫酸マグネシウム(乾燥)	硫酸マグネシウム																																																																		
硫酸マグネシウム(結晶)	硫酸マグネシウム																																																																		
硫酸L リジン	リジン																																																																		
リン酸一水素カリウム(乾燥)	リン酸一水素カリウム																																																																		
リン酸一水素ナトリウム(乾燥)	リン酸一水素ナトリウム																																																																		
リン酸二水素カリウム(乾燥)	リン酸二水素カリウム																																																																		
リン酸二水素ナトリウム(乾燥)	リン酸二水素ナトリウム																																																																		
リン酸二水素ナトリウム(結晶)	リン酸二水素ナトリウム																																																																		

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 2 1	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>3 飼料又は飼料添加物の製造者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、上記の表示すべき事項の一部を省略することができる。</p> <p>ウ 表示は、法第32条第1項の規定に基づく表示の基準に従い行う表示に準じて行うものとする。</p> <p>2 動物由来たん白質(ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。)又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 牛、めん羊、山羊及びしか(以下「牛等」という。)を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(ほ乳動物由来たん白質をいい、乳及び乳製品、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。</p> <p>(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。</p> <p>(イ) 骨(頭蓋骨及び椎骨を除く。)に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。</p> <p>a 加圧下での洗浄</p> <p>b 酸による脱灰</p> <p>c 長期のアルカリ処理</p> <p>d ろ過</p> <p>e 138°で4秒間の殺菌処理</p> <p>イ 牛等を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質(魚介類由来たん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。</p> <p>エ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済血粉等」という。))豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済豚肉骨粉等」という。))</p>			<p>又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。)を除く。)を含んではならない</p> <p>オ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、家きん由来たん白質(チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済チキンミール等」という。))家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。))又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。)を含んではならない。</p> <p>カ 家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)を含んではならない。</p> <p>キ 家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)を含んではならない。</p> <p>ク 家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質(ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済魚介類由来たん白質」という。))を除く。)を含んではならない。</p> <p>(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準</p> <p>ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。</p> <p>イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。))家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。))及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。))は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。</p> <p>ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。))家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。))及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。))は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 2 2	担当課	畜産課
			2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>エ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。</p> <p>(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準</p> <p>ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。</p> <p>イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏又はうずらに対し使用してはならない。</p> <p>ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)、又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)に対し使用してはならない。</p> <p>(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準</p> <p>ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p> <p>イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p> <p>ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)、又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p> <p>(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準</p> <p>ア 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p>			<p>(ア) 飼料の名称</p> <p>(イ) 製造(輸入)年月</p> <p>(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)</p> <p>イ 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。</p> <p>使用上及び保存上の注意</p> <p>1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)</p> <p>2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。</p> <p>ウ 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。</p> <p>使用上及び保存上の注意</p> <p>1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと(牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)</p> <p>2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。</p> <p>3 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準</p> <p>(1) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 落花生油かすのアフラトキシンB1の含有量は1ppmを超えてはならない。この場合のアフラトキシンB1の定量法は、次に掲げる定量法A又は定量法Bによるものとする。</p> <p>定量法A</p> <p>a 分析機器</p> <p>1) 振とう機(分液漏斗用)</p> <p>2) 薄層クロマトグラフ装置</p> <p>3) けい光検出装置 紫外線(365nm)を発生し、受光面における紫外線強度が1,000µw/cm²であるもの。</p> <p>b 試薬及び試薬の調整</p> <p>1) n-ヘキサン、アセトン及びクロロホルム 試薬特級で波長365nm付近の紫外線によってけい光を発生しないもの。</p> <p>2) 無水硫酸ナトリウム 120で2時間乾燥したもの。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 2 3	担当課	畜産課
			2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>3) 薄層クロマトグラフィー用吸着剤(注1) ワコーゲルB 0又はこれと同等の分離能を有するもの。</p> <p>4) 標準アフラトキシン液 ア 標準アフラトキシン混合液(注2) アフラトキシンB 1、B 2、G 1及びG 2標準品各5.0mgをおのおのベンゼン アセトニトリル(98+2)500mLに溶かし、標準原液とする。使用時に、各標準原液の一定量を混合し、クロロホルムで希釈し、1mL当たりアフラトキシンB 1、B 2、G 1及びG 2各0.2µgの標準アフラトキシン混合液を調整する。 イ 標準アフラトキシンB 1液、使用時に、アの標準アフラトキシンB 1原液の一定量を取りクロロホルムで希釈し、1mL当たり0.2µgアフラトキシンB 1の標準アフラトキシンB 1液を調整する。</p> <p>5) 展開液 クロロホルム アセトン n ヘキサン(100+5+5)</p> <p>c 薄層板の調整 薄層クロマトグラフィー用ワコーゲルB 0 30gに水60mLを加え十分に混合して、アプリケーションで薄層クロマト用ガラス板(注3)(20×20cm)に0.25mmの厚さに塗布し、風乾した後、110から120で2時間加熱して活性化する。(注4)</p> <p>d 操作 1) 飼料液の調整 飼料20g(1000µmの網ふるいを通過させたもの)を500mLの分液漏斗にとり、水10mL及びクロロホルム100mLを加えて振とう機で30分間降り混ぜる。クロロホルム層をろ紙でろ過(注5)して試料液とする。 2) 展開分離 薄層板の一辺から3cm離れた位置をベースラインとし、ベースライン上に試料液を5、10、15、20µL及び標準アフラトキシン混合液及び標準アフラトキシンB 1液各10µLをマイクロシリンジで1から1.5cm間隔にスポットし、展開液の先端が10cm以上になるように展開する。(注6から10)展開した後薄層板をとり出し、風乾して展開液を揮散させる。</p>			<p>e アフラトキシンB 1量の測定 展開し風乾燥した薄層板をけい光検出装置の紫外灯の直下に置き、試料液の展開スポットに標準アフラトキシンB 1のRfと一致するけい光スポットがあるかを判定する。すべての試料液の展開スポットにアフラトキシンB 1によるけい光が認められた場合には、試料液の数mLをクロロホルムで適宜希釈して、その液の10又は15µLの展開スポットに確認し得る最低のけい光強度(検出限界量という。以下同じ。)が得られるよう一定容量に調整する。(注11から13) この分析条件におけるアフラトキシンB 1の検出限界量は、0.4×10の-9乗である。(注14)</p> <p>f アフラトキシンB 1量の算出 アフラトキシンB 1量は、次式により算出する。 アフラトキシンB 1(µg/kg)=(400×S)÷(W×V) S 試料液量(mL) 試料液を希釈した場合は、希釈率によって換算すること。 W 落花生油かすの量(20g) V 検出限界量を示した試料液のスポット量(µL)</p> <p>注 1) あらかじめ、使用する吸着剤を用いて定量法A・cに従って薄層板を調整し、これに標準アフラトキシン混合液及び標準アフラトキシンB 1液各10µLをスポットして定量法A・d・2)により展開し、展開スポットの分離の良否を確認する。アフラトキシンB 1の展開スポットが他の展開スポットと完全に分離する吸着剤及びこれと同一製造ロットの吸着剤を定量操作に用いる。 2) 各標準液は、適当なかつ色共せんフラスコに入れ、mg単位まで目方を測った後、0以下で保存する。使用時に目方の減少がなく従って濃度変化のないことを確認する。 3) 薄層クロマト用ガラス板に付着した油脂類は、吸着剤の塗布に支障があるので、エーテル・メタノール混合液を含ませた脱脂綿でふきとる。 4) 薄層板は、使用前に吸着剤の厚さの均一性、ひび割れの有無等を調べ、不良なものは使用しない。 5) ろ液に水が含まれる場合は無水硫酸ナトリウム約10gで脱水する。 6) 展開槽は、ふたのあるガラス又はステンレス製(約25cm、深さ5cm)を用意する。展開に当たっては、展開液を深さ2cmまで展開用小容器に加え、これを展開槽に収めた後直ちに薄層板を挿入し、展開を行う。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 2 4	担当課	畜産課								
			2 4 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令									
<p>7) スポットの直径は、5 mm以下になるようにする。</p> <p>8) 展開温度は、22から25 とする。</p> <p>9) 展開は、遮光して行う。</p> <p>10) 周辺効果の影響を受ける場合は、標準液及び試料液の位置を変えて、繰り返し行う。</p> <p>11) 展開スポットのテーリング又は拡散がはなはなしい場合は、別に調整した薄層板で分析を繰り返す。</p> <p>12) 試料の展開スポットにけい光が認められない場合は、この試料のアフラトキシンB 1量は100 µg / kg以下である。100 µg / kg以下のものについて測定する場合は、試料液の一定量を減圧(50 以下)で濃縮又は乾固して、これにクロロホルムを加え、溶かして一定量とし、これを定量法A・d・2)に調整する。</p> <p>13) けい光の有無の判定は、必ず複数の測定者によって行う。</p> <p>14) 分析条件が異なればアフラトキシンB 1の検出限界量は当然異なるので、ここに指定する分析条件と異なる条件で分析を行う場合は、標準アフラトキシンB 1液を用いて検出限界量を別に定めなければならない。</p> <p>付記 アフラトキシンは強力な発がん物質であることから、特に標準アフラトキシンB 1の調整の際は、その取り扱いを慎重に行うこと。必要に応じ防塵マスク、ゴム手袋を装着すること。また、実験台、使用器具等は、使用後0.5から1%の次亜塩素酸ナトリウム液で洗浄又は拭き清す。手先にアフラトキシンが付着したときは、上記次亜塩素酸ナトリウム液と石けんで十分に洗浄する。</p> <p>定量法B a 分析機器 1) 分光けい光密度計 2) その他の分析機器は、定量法A・aによる。</p> <p>b 試薬及び試薬の調整 1) 試薬及び展開液は、定量法A・bによる。 2) 標準アフラトキシン液 ア 標準アフラトキシン混合液 定量法A・b・4)イによる。 イ 標準アフラトキシンB 1液 アフラトキシンB 1標準品5.0mgをベンゼン アセトニトリル(98+2)500mLにとかし、標準原液とする。使用時に、標準原液の一定量をとりクロロホルムで希釈し、1mL当たり0.1、0.4、0.6及び1.0µgのアフラトキシンB 1液を調整する。</p>			<p>C 操作 定量法A・d・1)で調整した試料液の一定量(10から20µL)及び標準アフラトキシン混合液10µLを薄層板にスポットし、同時に検量線作成のため、標準アフラトキシンB 1液を4濃度段階にスポットする。 薄層板の調整及び展開分離の方法は、定量法A・c及びA・d・2)による。</p> <p>d 定量 展開し風乾した後、密度計(カットフィルター390nm、励起波長365nm、けい光波長430nm)により標準アフラトキシンB 1液の展開スポット及び試料液のアフラトキシンB 1スポットのけい光強度を測定し、標準アフラトキシンB 1液の展開スポットのけい光強度から作成した検量線によって試料液中のアフラトキシンB 1量を求め、試料中のアフラトキシンB 1量を算出する。</p> <p>イ 落花生油かすを原料とすることができる飼料の種類及びその配合割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 821 2016 1093"> <thead> <tr> <th>飼料の種類</th> <th>配合割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く。)飼料</td> <td>4%以下</td> </tr> <tr> <td>豚用(ほ乳期用を除く。)飼料</td> <td>4%以下</td> </tr> <tr> <td>搾乳牛用飼料</td> <td>2%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 搾乳牛とは、生後おおむね18月を超える搾乳の用に供する牛をいう。 4の(1)のイにおいて同じ。</p>				飼料の種類	配合割合	鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く。)飼料	4%以下	豚用(ほ乳期用を除く。)飼料	4%以下	搾乳牛用飼料	2%以下
飼料の種類	配合割合													
鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く。)飼料	4%以下													
豚用(ほ乳期用を除く。)飼料	4%以下													
搾乳牛用飼料	2%以下													
			<p>(2) 落花生油かすの使用の方法の基準 落花生油かすのみを単体で使用してはならない。</p> <p>(3) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準 ア 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア) 飼料の名称 (イ) 製造(輸入)年月 (ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所 (エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)</p>											

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 2 5	担当課	畜産課																								
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令																									
<p>イ 落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(ア) 対象家畜等</p> <p>(イ) 落花生油かすの配合割合</p> <p>4 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 尿素及びジウレイドイソブタンの成分規格は、次の表のとおりとする。</p>			<p>C ビウレット</p> <p>a 試薬の調整</p> <p>1) 標準ビウレット性窒素液 ビウレット[(CO・NH₂)₂NH](110 で恒量になるまで乾燥したもの)0.9813gを100mLのメスフラスコにとり、水に溶かし更に標線まで水を加える(この液1mLは、ビウレット性Nとして4mgを含有する)。</p> <p>2) 硫酸銅液 硫酸銅15gを水に溶かして1Lとし、必要があれば過する。</p> <p>b 試料液の調整 試料約1から10g(ビウレット性Nとして20から60mgがよい。)を100mLのメスフラスコに正確にとり、水約50mLを加えて溶かす。</p> <p>c 定量 試料液に4%水酸化ナトリウム液20mLを加え、それに硫酸銅液20mLを加えて発色させ、標線まで水を加えてよく振り混ぜ、約30分間放置後、遠心機により沈でんを分離し、その上澄み液をとり波長540nm付近の吸光度を測定する。別に標準ビウレット性窒素液の各種一定量について、試料液の場合と同一条件で操作して作成した検量線からビウレット性窒素[N]の量を求める。これに係数2.4531を乗じてビウレットの量とする。</p> <p>D 重金属</p> <p>a 試薬の調整</p> <p>1) 標準鉛液 特級鉛[Pb]1gをトールピーカーに正確にとり、硝酸10mL及び水約30mLを加えて加熱して溶かし、冷却後水を加えて正確に1Lとし、標準鉛原液を調整する(この液1mLは、Pbとして1mgを含有する)。使用に際してこの原液の一定量を水で正確に100倍に希釈する(この液1mLは、Pbとして0.01mgを含有する)。</p> <p>2) 硫化ナトリウム液 硫化ナトリウム5gを水10mL及びグリセリン30mLの混合液に溶かし、しや光したびんに入れて貯蔵する。</p> <p>b 検液及び比較液の調整 試料10gをネスラー管にとり、水適量を加えて溶かし、40mLとし、これに1mol/L酢酸2mL及び水を加えて50mLとする(この液を検液とする)。 別に標準鉛液1.0mLをネスラー管にとり、1mol/L酢酸2mL及び水を加えて50mLとする(この液を比較液とする)。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>尿素</th> <th>ジウレイドイソブタン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純度</td> <td>97%以上</td> <td>93%以上</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>0.5%以下</td> <td>2.0%以下</td> </tr> <tr> <td>ビウレット</td> <td>1.0%以下</td> <td>・¥</td> </tr> <tr> <td>尿素</td> <td>・¥</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>重金属</td> <td>10ppm以下</td> <td>10ppm以下</td> </tr> <tr> <td>尿素</td> <td>・\</td> <td>3.0%以下</td> </tr> </tbody> </table>			種類	尿素	ジウレイドイソブタン	事項			純度	97%以上	93%以上	水分	0.5%以下	2.0%以下	ビウレット	1.0%以下	・¥	尿素	・¥	3.0%以下	重金属	10ppm以下	10ppm以下	尿素	・\	3.0%以下				
種類	尿素	ジウレイドイソブタン																												
事項																														
純度	97%以上	93%以上																												
水分	0.5%以下	2.0%以下																												
ビウレット	1.0%以下	・¥																												
尿素	・¥	3.0%以下																												
重金属	10ppm以下	10ppm以下																												
尿素	・\	3.0%以下																												
<p>この場合の尿素及びジウレイドイソブタンの試験法は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>尿素の試験法</p> <p>A 純度 ケルダール法によつて求めた窒素の量からビウレット性窒素の量を減じ、純度を算出する。</p> <p>尿素的純度(%) = ((a - b)) ÷ 46.65 × 100</p> <p>a ケルダール法によつて求めた窒素の量</p> <p>b ビウレット性窒素の量</p> <p>46.65 尿素中の窒素量の理論値</p> <p>B 水分 試料約5gをひょう量ざらに正確にとり、75 ± 1 で4時間乾燥し、その減量を水分とする。</p>																														

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 26	担当課	畜産課
		24 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		
検液及び比較液に硫化ナトリウム液1滴ずつを加えて混和し、5分間放置した後、両管を白色の背景を用い、上方又は側方から観察して液の色を比較する。 検液の呈する色は、比較液の呈する色より濃いものでないこと。 ジウレイドイソブタンの試験法			ターラーで20分間激しくかき混ぜた後、氷水中に移し5分間かき混ぜて冷却する。 直ちに内部標準物質として酢酸エチル0.25mLを注射器でとり、針にゴムせんを付け重量を量った後、冷却した分解液に加え(注射器の重量を量り、その減量から酢酸エチルの採取量を求めておく。)激しく振り混ぜた後トルエン層12から13mLと無水硫酸ナトリウム4gを遠沈管にとりせんをして遠心機にかけ、分離したトルエン層をガスクロマトグラフィーに供する。 別に標準ジウレイドイソブタン0.15g、0.20g、0.25gをそれぞれ耐圧フラスコに正確にとり、pH1.0緩衝液100mL及びトルエン20mLを加え、以下試料と同様に操作を行う。			
A 純度			e 計算			
a 装置及び器具			1) 標準液から得られたガスクロマトグラムから、イソブチルアルデヒドと酢酸エチルとのピーク高比を求め、重量比に対する検量線を作成する。			
1) ガスクロマトグラフ			2) 試料液のガスクロマトグラムから得られたイソブチルアルデヒドと酢酸エチルのピーク高比からその重量比を検量線によつて求め、次式によりジウレイドイソブタンの量を算出する。			
水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ			$\text{ジウレイドイソブタンの純度}(\%) = ((\text{重量比} \times \text{酢酸エチル採取量}(\text{g})) \div \text{試料採取量}(\text{g})) \times 100$			
2) 耐圧フラスコ			B 水分			
250mLの共せん付耐圧フラスコで、せんはスプリングで固定できるもの。			試料約5gをひょう量ざらに正確にとり、 75 ± 1 で4時間乾燥し、その減量を水分とする。			
3) カラム			C 尿素			
内径 3mm、長さ 3m、ステンレス製又はガラス製			a 試料液の調整			
b 試薬			試料約5gを500mLのメスフラスコに正確にとり、水約400mLを加え、1分間30から40回転の振り混ぜ機で30分間振り混ぜた後、標準まで水を加え、乾燥ろ紙でろ過する。			
1) 標準ジウレイドイソブタン			b 定量			
ジウレイドイソブタンを約90の熱水で2回再結晶を行い、結晶の倍量のメタノールで洗浄し、真空乾燥する。			試料液50mLを蒸留フラスコに正確にとり、メチルレッドを指示薬として0.5%水酸化ナトリウム液で中和し(pH5.6から5.8)尿素有分解するのに十分な量のウレアーゼを加え、密せんして40から45の水溶液中に1時間作用させた後冷却する。この分解液に酸化マグネシウム2から3g及び少量のシリコン油を加え、標準硫酸液20mLを正確に入れた受器を接続した水蒸気蒸留装置に連結する。以下粗たん白質の定量法により滴定し、別にウレアーゼの空試験を行い、滴定値を補正した後、尿素性窒素〔N〕の量を求める。これに係数2.1438を乗じて尿素有量の量とする。			
2) 酢酸エチル						
特級酢酸エチルを無水硫酸ナトリウムで脱水後、蒸留した主留分を用いる。						
3) pH1.0緩衝液						
1mol/L酢酸ナトリウム液200mL、1mol/L塩酸300mL及び水500mLを混合し、pH1.0に調節する。						
c ガスクロマトグラフィーの条件						
1) カラム充てん剤 ジオクチルフタレート25%/セライト545						
2) カラム温度 90						
3) 試料気化室温度 120						
4) キャリアーガス N2						
5) 流速 40mL/min						
6) 水素炎 空気1.0kg/cm ² 水素70mL/min						
d 操作						
試料の一定量(ジウレイドイソブタンとして約0.2g)を耐圧フラスコに正確にとり、pH1.0緩衝液100mL及びトルエン20mLを加え、テフロン製マグネット棒を入れ、せんをスプリングで固定する。これを約40の水浴に浸し、マグネティックス						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 27	担当課	畜産課									
			24 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令										
<p>D 重金属</p> <p>a 試薬の調整 尿素の試験法のDのaによる。</p> <p>b 検液及び比較液の調整 試料2.0gを石英製又は磁製のつぼにとり、初めは弱く加熱し、次いで強熱して灰化する。冷後、王水1mLを加え水浴上で蒸発乾固し、残留物を塩酸3滴で潤し、熱湯10mLを加えて2分間加熱する。 次にフェノールフタレインを指示薬とし、10%アンモニア水を液が微赤色となるまで滴加し、1mol/L酢酸2mLを加え、必要があれば過し、水10mLで洗い、ろ液及び洗液をネスラー管に入れ、水を加えて50mLとする(この液を検液とする)。 別に王水1mLを水浴上で蒸発乾固し、以下検液の調製法と同様に操作し、標準鉛液2.0mL及び水を加えて50mLとする(この液を比較液とする)。</p> <p>c 操作 検液及び比較液に硫化ナトリウム液1滴ずつを加えて混和し、5分間放置した後、両管を白色の背景を用い、上方又は側方から観察して液の色を比較する。 検液の呈する色は、比較液の呈する色より濃いものでないこと。</p> <p>イ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とすることができる飼料の種類及びその配合割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 981 1111 1182"> <thead> <tr> <th>原料</th> <th>飼料の種類</th> <th>配合割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿素</td> <td>牛用飼料(生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)</td> <td>2.0%以下</td> </tr> <tr> <td>ジウレイドイソブタン</td> <td>牛用飼料(搾乳牛以外の生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)</td> <td>1.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>			原料	飼料の種類	配合割合	尿素	牛用飼料(生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)	2.0%以下	ジウレイドイソブタン	牛用飼料(搾乳牛以外の生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)	1.5%以下	<p>イ ジウレイドイソブタン 尿素とイソブチルアルデヒドを硫酸酸性で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に硫酸以外の触媒及び水酸化ナトリウム以外の中和剤を用いてはならない。 製品の粒径は、840µmの網ふるいを通過するものでなければならない。</p> <p>ウ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料 尿素及びジウレイドイソブタンは、同一飼料の原料として用いてはならない。</p> <p>(3) 尿素及びジウレイドイソブタンの使用の方法の基準 尿素及びジウレイドイソブタンは、それぞれ単体で使用してはならない。</p> <p>(4) 尿素及びジウレイドイソブタンの保存の方法の基準 尿素及びジウレイドイソブタンは、湿気が多い場所に保存してはならない。</p> <p>(5) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準 ア 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア) 飼料の名称 (イ) 製造(輸入)年月 (ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所 (エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)</p> <p>イ 尿素及びジウレイドイソブタンには、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア) 「飼料用」という文字 (イ) 純度</p> <p>ウ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア) 対象家畜等 (イ) 尿素又はジウレイドイソブタンの配合割合 (ウ) 使用上の注意事項 (エ) 保存上の注意事項</p> <p>注 1 使用上の注意事項は、次に掲げる文字(尿素を原料とする飼料にあつては1)から4)まで、ジウレイドイソブタンを原料とする飼料にあつては1)から3)まで)を記載すること。</p>			
原料	飼料の種類	配合割合													
尿素	牛用飼料(生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)	2.0%以下													
ジウレイドイソブタン	牛用飼料(搾乳牛以外の生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。)	1.5%以下													
<p>(2) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを含む飼料の製造の方法の基準 ア 尿素 アンモニアと二酸化炭素を高温、高圧で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に触媒、固結防止剤その他の物を用いてはならない。</p>															

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 2 8	担当課	畜産課
		2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		
<p>1) この飼料と他の飼料を併用する場合は、たん白質が過剰とならないよう配慮すること。</p> <p>2) 新たにこの飼料を給与する場合は、最低3週間の期間をかけて、給与量を徐々に増加させていくこと。</p> <p>3) 生粕類と混合してこの飼料を給与すると、尿素が急激に分解され、家畜に生理上の障害をきたすおそれがあるので注意すること。</p> <p>4) 高泌乳牛に給与する場合は、当該乳牛の特性、健康状態等を勘定し、適量の使用を行うよう特に注意すること。</p> <p>2 保存上の注意事項は、次に掲げる文字を記載すること。 保存に当たっては、吸湿等による品質の低下をきたさないよう配慮すること。</p> <p>5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格 ア 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をい)、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家畜由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。)の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。 試料約20gを精密に量注1)り、特級石油エーテル200mLを加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器(G3注2))でろ過注3)し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105±1°で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。 不溶性不純物(%) = ((W3 - W2) ÷ W1) × 100 W1: 試料採取量(g) W2: ガラスろ過器の重量(g) W3: 残留物の入ったガラスろ過器の重量(g) 注 1) 試料の油脂は、あらかじめ湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてピーカーに量り取る。 2) 105±1°で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量る。 3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。</p> <p>イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等(生後おおむね3月以内の牛、めん羊、山羊及びしかをいう。)の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。)は、動物性油脂(食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであつて、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの(以下「特定動物性油脂」という。)を除く。)を含んではならない。</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。)は、動物性油脂(牛のせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。))及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂(以下「確認済動物性油脂」という。)であつて反すう動物由来動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂をい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。)を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。)を含んではならない。</p> <p>エ 家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含んではならない。</p> <p>(2) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の製造の方法の基準 ア 動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。</p> <p>イ 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)は、牛等を対象とする飼料に用いてはならない。</p> <p>ウ 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料に用いてはならない。</p> <p>(3) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の使用の方法の基準 ア 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。 イ 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)に対し使用してはならない。</p> <p>(4) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の保存の方法の基準 ア 動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 2 9	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	2 4 - 1	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>イ 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p> <p>ウ 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。</p> <p>(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準</p> <p>ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(ア) 飼料の名称</p> <p>(イ) 製造(輸入)年月</p> <p>(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)</p> <p>イ 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂(油脂をカゼイン等でコーティングし、粉末にしたものをいう。)には、動物性油脂中の不溶性不純物の含有量を表示しなければならない。</p> <p>ウ 確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならない。</p> <p>エ 確認済動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。)又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。</p> <p>オ 確認済動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。)を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。</p> <p>使用上及び保存上の注意</p> <p>1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)</p> <p>2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。</p>			<p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>1 飼料添加物一般の通則</p> <p>(1) 飼料添加物の適否は、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準(以下「各条」という。)の規定、飼料添加物一般の通則及び飼料添加物一般の試験法(以下「一般試験法」という。)の規定によつて判定する。ただし、性状の項の結晶形、溶解性、液性、安定性、吸光度、凝固点、屈折率、旋光度、粘度、比重及び融点は参考に供したもので、適否の判断基準を示すものではない。なお、飼料添加物の有用性又は安定性を高めるため、各条に規定する製剤に安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤又は溶解補助剤を用いることができる。</p> <p>(2) 品名の前後に「」を付けたものは、飼料添加物製造用原体を示す。</p> <p>(3) 物質名の次に()で分子式を付けたものは、化学的純物質を意味する。</p> <p>(4) 主な計量の単位については、次の記号を用いる。</p> <p>メートル m センチメートル cm</p> <p>ミリメートル mm マイクロメートル μm</p> <p>ナノメートル nm 平方センチメートル cm²</p> <p>リットル L ミリリットル mL</p> <p>マイクロリットル μL トン t(1,000kg)</p> <p>キログラム kg グラム g</p> <p>ミリグラム mg マイクログラム μg</p> <p>キロパスカル kPa</p> <p>(5) 重量百分率を示すには、%の記号を用いる。ただし、溶液100mL中の物質含量(g)を示すにはw/v%、溶液100mL中の物質含量(mL)を示すにはv/v%、溶液100g中の物質含量(mL)を示すにはv/w%の記号を用いる。百万分率はppmの記号を用い、通例、重量対重量の百万分率を示す。</p> <p>(6) 抗生物質及び酵素の量は、抗生物質にあつては当該抗生物質の力価で、酵素にあつては当該酵素の酵素力単位で示す。</p> <p>(7) 温度の表示はセルシウス法を用い、アラビア数字の右肩に°をつけて示す。</p> <p>(8) 標準温度は20°、常温は15~25°、室温は1~30°、微温は30~40°とする。冷所は別に規定する場合を除き、15°以下の場所とする。冷水は10°以下、微温湯は30~40°、温湯は60~70°、熱湯は約100°の水とする。水浴上又は水浴中で加熱するとは、別に規定する場合を除き、沸騰した水浴又は約100°の蒸気浴を用いて加熱することである。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 3 0	担当課	畜産課
			2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>(9) 飼料添加物の試験に用いる水は、精製水とする。</p> <p>(10) 滴数を量るには、20°において精製水20滴を滴下するとき、その重量が0.90~1.10gとなるような器具を用いる。</p> <p>(11) 数値を整理して小数点以下nけたとする場合は、(n+1)けた目の数値を、四捨五入する。</p> <p>(12) 原子量は、1975年原子量表による。分子量は、この表によつて計算した後、小数点以下2けたまでに整理する。</p> <p>(13) 減圧は、別に規定する場合を除き、2.0kPa以下とする。</p> <p>(14) 液性を酸性、アルカリ性又は中性として示した場合は、別に規定する場合を除き、リトマス紙を用いて検する。液性を詳しく示すにはpH値を用いる。</p> <p>(15) 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。</p> <p>(16) 溶液の濃度を(1/3)(1/10)(1/100)等と記載したものは、固体は1g、液体は1mLを溶媒に溶かして全量をそれぞれ3mL、10mL、100mL等とする割合を示す。また、混液を(1:10)(5:3:1)等で示したものは、液体の1容量と10容量の混液、5容量と3容量と1容量の混液等を示す。</p> <p>(17) 飼料添加物の試験は、別に規定する場合を除き、常温で行い、操作直後に観察するものとする。ただし、温度の影響のあるものの判定は、標準温度における状態を基準とする。</p> <p>(18) 性状の項において、白色と記載したものは白色又はほとんど白色、無色と記載したものは無色又はほとんど無色を示すものである。色調を試験するには、別に規定する場合を除き、固体の飼料添加物にあつては、その1gを白紙上又は白紙上に置いた時計ざらにとり、観察し、液体の飼料添加物にあつては、内径15mmの無色の試験管に入れ、白色の背景を用い、液層を30mmとして観察する。液体の飼料添加物の澄明性を試験するには、黒色又は白色の背景を用い、前記の方法を準用する。液体の飼料添加物のけい光を観察するには、黒色の背景を用い、白色の背景は用いない。</p> <p>(19) 性状の項において、無臭又はにおいがないと記載したものは、においがいか、又はほとんどにおいがいかを示すものである。においを試験するには、別に規定する場合を除き、固体又は液体の飼料添加物はその1gを100mLのビーカーにとり、行う。</p> <p>(20) 性状の項において溶解性を示す用語は、次による。溶解性は、別に規定する場合を除き、飼料添加物を、固形の場合は粉末とした後、溶媒中に入れ、20±5°で5分間ごとに強く30秒間振り混ぜるとき、30分以内に溶ける度合いをいう。</p>			<p>用語</p> <p>溶質1g又は1mLを溶かすに要する溶媒量</p> <p>きわめて溶けやすい 1mL未満</p> <p>溶けやすい 1mL以上 10mL未満</p> <p>やや溶けやすい 10mL以上 30mL未満</p> <p>やや溶けにくい 30mL以上 100mL未満</p> <p>溶けにくい 100mL以上 1,000mL未満</p> <p>きわめて溶けにくい 1,000mL以上 10,000mL未満</p> <p>ほとんど溶けない 10,000mL以上</p> <p>(21) 飼料添加物の試験において飼料添加物が溶媒に溶け、又は混和するとは、澄明に溶けるか、又は澄明に混和することを示す。ただし、わずかの繊維又はごみを認めても差し支えない。</p> <p>(22) 確認試験は、飼料添加物又は飼料添加物中に含有されている主成分等を確認するために行う試験である。</p> <p>(23) 純度試験は、飼料添加物中の混在物を試験するために行うもので、各条の他の試験項目とともに飼料添加物の純度を規定する試験であり、通例、その混在物の種類及びその量の限度を規定する。この試験の対象となる混在物は、飼料添加物を製造する過程若しくは保存の間に混在を予想されるもの又は有害な混在物、例えば、重金属、ヒ素等である。また、異物を用い、又は加えることが予想される場合についても、この試験を行う。</p> <p>(24) 澄明、ほとんど澄明、わずかに微濁、微濁及び混濁と記載したものは、次の基準による。</p> <p>濁度標準原液 0.1mol/L塩酸14.1mLに水を加えて50mLとする。この液1mLはC11mgを含む。</p> <p>濁度標準溶液 濁度標準原液10mLに水を加えて1,000mLとする。この液1mLはC10.01mgを含む。</p> <p>ア 澄明 濁度標準溶液0.2mLに水を加えて20mLとし、これに薄めた硝酸(1/3)1mL、2w/v%デキストリン溶液0.2mL及び2w/v%硝酸銀溶液1mLを加え、15分間放置したときの濁度以下とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないもの。</p> <p>イ ほとんど澄明 濁度標準溶液0.5mLに水を加えて20mLとし、これに薄めた硝酸(1/3)1mL、2w/v%デキストリン溶液0.2mL及び2w/v%硝酸銀溶液1mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないもの。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	資料番号	3 - 3 1	担当課	畜産課
			2 4 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	
<p>ウ わずかに微濁 濁度標準溶液1.2mLに水を加えて20mLとし、これに薄めた硝酸(1.3)1mL、2w/v%デキストリン溶液0.2mL及び2w/v%硝酸銀溶液1mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。</p> <p>エ 微濁 濁度標準溶液6mLに水を加えて20mLとし、これに薄めた硝酸(1.3)1mL、2w/v%デキストリン溶液0.2mL及び2w/v%硝酸銀溶液1mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。</p> <p>オ 混濁 濁度標準原液0.3mLに水を加えて20mLとし、これに薄めた硝酸(1.3)1mL、2w/v%デキストリン溶液0.2mL及び2w/v%硝酸銀溶液1mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。</p> <p>(25) 乾燥又は強熱するときの恒量とは、別に規定する場合を除き、引き続きさらに1時間乾燥又は強熱するとき、前後の秤量差が、前回に量つた乾燥物又は強熱した残留物の重量の0.10%以下であることを示す。ただし、化学はかりを用いたときの秤量差が0.5mg以下の場合、セミクロ化学はかりを用いたときの秤量差が0.05mg以下の場合及びマイクロ化学はかりを用いたときの秤量差が0.005mg以下の場合、恒量とみなす。</p> <p>(26) 定量法は、飼料添加物の組成、成分の含量、含有単位等を物理的、化学的又は生物学的方法によつて測定する試験法である。</p> <p>(27) 定量に供する試料又は標準品の採取量に「約」を付けたものは、記載された量の±10%の範囲をいう。また、試料又は標準品について単に「乾燥し」とあるのは、各条又は標準品の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することを示し、試料について単に「強熱し」とあるのは、各条の強熱減量の項と同じ条件で強熱することを示す。</p> <p>(28) 各条の定量法で得られる成分含量の値について、単にある%以上を示し、その上限を示さない場合は101.0%を上限とする。また、含量の項において、例えば「表示量の90~110%に対応する純品を含む。」と規定してあるのは、化学的純物質又はこれに対応するものを100%含むように製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示し、また、「表示力価の85~125%を含む。」と規定してあるのは、有効期間中表示力価を保つように製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示す。</p> <p>(29) 一般試験法及び各条に規定する試験法に代わる方法で、それが規定の方法以上の正確さと精密さがある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。</p>			<p>(30) 容器とは、飼料添加物を入れるもので、せん、ふた等容器の構成の一部として用いるものも含む。</p> <p>(31) 密閉容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、固体の異物が混入することを防ぎ、内容飼料添加物が損失ないように保護することができる容器をいう。密閉容器の規定がある場合には、気密容器又は密封容器を用いることができる。</p> <p>(32) 気密容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、液体若しくは固体の異物又は水分が浸入せず、内容飼料添加物が損失し、風解し、潮解し、又は蒸発しないように保護することができる容器をいう。気密容器の規定がある場合には、密封容器を用いることができる。</p> <p>(33) 密封容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。</p> <p>(34) しゃ光した容器とは、光の透過を防ぐ容器又は光の透過を防ぐ包装を施した容器をいう。</p> <p>2 飼料添加物一般の成分規格 飼料添加物が組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造されたものを含む場合は、当該飼料添加物は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。</p> <p>3 飼料添加物一般の製造の方法の基準</p> <p>(1) ア 成分についての規格が定められた飼料添加物を原料とする場合においては、当該規格に合うもの(法第5条第1項の検定を要するものにあつては、当該検定に合格したものに限り)を用いなければならない。 イ 成分についての規格に合わない製造用原体を原料とする製剤は、飼料添加物の原料としてはならない。</p> <p>(2) 別表第1の1の(2)のウの表の同一欄内の2以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造してはならない。</p> <p>(3) 2以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造する場合は、それぞれの飼料添加物の効果が阻害されないようにし、かつ、それぞれの飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないようにしなければならない。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3 - 3 2	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	24 - 1	不利益処 分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		
<p>(4) 液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は製造してはならない。</p> <p>(5) 賦形物質、希釈物質その他の飼料添加物の製造に用いる物は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。</p> <p>ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがないこと。</p> <p>イ 当該飼料添加物の効果を阻害しないこと。</p> <p>ウ 当該飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないこと。</p> <p>エ 2以上の飼料添加物を用いて当該飼料添加物を製造する場合は、飼料添加物の各条に規定されているものであること。</p> <p>(6) 2以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造される飼料添加物が均質なものとなるようにしなければならない。</p> <p>(7) 組換えDNA技術によつて得られた微生物を利用して飼料添加物を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。</p> <p>4 飼料添加物一般の保存の方法の基準</p> <p>(1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保管し、又は有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。</p> <p>(2) 表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料添加物は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。</p> <p>5 飼料添加物一般の表示の基準</p> <p>(1) 輸出用又は試験研究用の飼料添加物には、「輸出用」又は「試験研究用」という文字を表示しなければならない。</p> <p>(2) 飼料添加物には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>ア 飼料添加物の名称(一般名又は商品名)</p> <p>イ 「飼料添加物」の文字</p> <p>ウ 製造番号又は製造記号</p> <p>エ 製造(輸入)業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>オ 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては輸入先国名及び製造業者名)</p> <p>カ 有効成分名及び含量並びに賦形物質等の名称(ただし、着香料にあつては、有効成分名及び含量の表示を要しない。また、各条に定量法の定められていない飼料添加物(着香料を除く。)の含量にあつては、製造用原体の含有率を重量パーセントで表示するものとする。)</p> <p>キ 製造(輸入)年月日及び有効期間</p>			ク 用いることができる飼料の種類及び量	ケ 保存上の注意事項	注	1 保存上の注意事項には、当該飼料添加物について定められた保存の方法の基準に従い保存するべき旨記載すること。	2 飼料又は飼料添加物の製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」という文字を表示し、上記の表示すべき事項の一部の表示を省略することができる。
				(3) 表示は、法第32条第1項の規定に基づく表示の基準に従い行う表示に準じて行うものとする。			
				6 飼料添加物一般の試験法(省略)			
				7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定(省略)			
				8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準(省略)			